

# 令和6年度地域スポーツクラブ体制整備事業（地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業） 実施要領（仕様書）

## 1 委託件名

令和6年度地域スポーツクラブ体制整備事業（地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業）

## 2 事業の趣旨

運動部活動の地域連携や地域スポーツクラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備に向け、各都道府県・市区町村において、それぞれが定める地域スポーツの推進体制等の下で、コーディネーターの配置を含む運営団体・実施主体等の体制整備、指導者の確保、参加費用負担への支援等に関する実証事業を実施する。特に、実証事業2年目以降となる地域クラブ活動では、持続的に活動することを前提とした仕組みを構築して検証することが期待される。

## 3 履行期間

契約締結日から令和7年3月7日（金）まで

## 4 事業内容

地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証

### （実施内容）

#### ① 実施方針等を踏まえた事業の実施

- 実施する地方自治体は、作成した事業計画に基づき実施し、実証を行うこと。

#### ② 具体的な取組内容

- 実施する地方自治体は、域内において、以下に掲げる取組内容を参考に地域スポーツクラブ活動を実施し、実証を行うこと。また、都道府県においては、「※」を付記している取組内容を必須とする。なお、以下に示しているもの以外の取組を行うことを妨げるものではない。

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備※

・関係団体・市区町村等との連絡調整等に関する取組

（例：広域的な活動を行う総括コーディネーター等を配置し、関係団体・市区町村等との連絡調整・指導助言等を行う。 など）

・コーディネーターに関する取組

（例：中学校区でコーディネーターを配置し、運営団体・実施主体と中学校の連絡調整等を行う。地域学校協働活動推進員やPTA等との効果的な連携を図り、運営団体・実施主体と中学校の連絡調整等を行う。 など）

- ・統括コーディネーターやコーディネーターの育成に関する取組  
 (例：統括コーディネーターやに求められる役割や資質等を踏まえ、人材の発掘・育成、資質向上を図る方策の検討を行う。 など)
- ・運営団体・実施主体の体制整備や質の確保に関する取組  
 (例：運営団体・実施主体の運営体制の整備や人材の確保など、持続可能な運営ができる組織体制の整備を行う。  
 多世代向けのプログラム等を構築することで、新たな会員の確保を行い、自立した運営のできる組織体制を構築する。  
 『スポーツ団体ガバナンスコード<一般団体向け>』に準拠した運営を行う。 など)
- ・地域スポーツクラブ活動の要件等の明確化を図る取組  
 (例：公的支援（例えば、財政的支援、公共施設の優先利用、使用料減免等）の対象とする地域スポーツクラブ活動の要件や基準等を明確化する。  
 都道府県が示した地域スポーツクラブ活動の要件や基準等を踏まえ、市区町村が地域の実情を踏まえながら、要件や基準等を調整して設定し、登録・指定等を実施する。市区町村が、独自に認定制度を設けて、地域スポーツクラブ活動を認定する。 など)
- ・地域スポーツクラブ活動の運営の効率化等に関する取組  
 (例：参加者管理、会費徴収、参加者・指導者への連絡、会場の確保・調整、会計業務等にICTを活用する。  
 体育・スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブ等のスポーツ団体が使用している様式やデータのフォーマット、運営マニュアル等を共有する。 など)
- ・責任の主体の明確化に関する取組  
 (例：活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任や賠償責任の主体を明確にし、共通理解を図る。（例 関係規定の整備など） など)

#### イ：指導者の質の保障・量の確保※

- ・人材の発掘・マッチング・配置に関する取組  
 (例：都道府県に設置されている人材バンクを活用し、指導者を確保する。  
 スポーツ団体等に指導者の紹介や推薦、人材バンクへの登録等の協力を依頼する。企業への協力依頼を行い、企業の従業員の人材バンクへの登録や従業員が指導者として活躍しやすい就業環境の整備を促進する。  
 運営団体等が、活動の方針や参加者の志向等に合った指導者を見つけることができるよう、一定の期間を試行期間として区切って指導者に指導を依頼し、実際の指導の状況を踏まえて、継続的な指導を依頼するマッチングの仕組みを整備する。  
 体育・スポーツ協会、競技団体、大学、企業等と連携し、指導者を確保する。  
 アスリートを活用し、指導者としての役割を担ってもらう。 など)
- ・研修、資格取得促進に関する取組  
 (例：指導者に対して、資質向上のための研修の受講や資格取得を促進する。  
 体育・スポーツ協会と連携して、指導者育成研修会を開催するなど、日本スポーツ協会

公認スポーツ指導者資格等の取得を促進する。  
大学を連携して、指導者研修プログラムを整備する。  
地域スポーツクラブ活動に携わる指導者全員を対象とした研修会を開催する。  
運営団体が、指導者資格を取得できる研修会を開催する。  
指導経験の少ない指導者が、指導の現場で指導経験の豊富な指導者とともに、  
オン・ザ・ジョブ・トレーニングを実施する。  
地域クラブ活動の方針や志向等に応じた参加者の安全確保や見守りに重点を置いた  
研修を実施する。 など

・安全・安心な活動の実施に関する取組

例：心身の健康管理、事故防止の徹底、体罰・ハラスメント根絶に関する取組を行う。  
スポーツドクターやトレーナー等と緊密に連携するなど、生徒を安全・健康管理面で支える。  
など

・平日・休日の一貫指導に関する取組

例：平日と休日の指導者間、学校と運営団体・実施主体間において、効率的・効果的  
な連携方策を構築する。  
I C Tや民間企業のアプリ等を使用して、平日・休日の練習内容等を共有する。など

ウ：関係団体・分野との連携強化※

・体育・スポーツ協会、競技団体、総合型地域スポーツクラブ、大学、企業等との連携に関する  
取組

例：指導者の派遣、民間施設の利用、研修教材の提供・講師派遣などについて連携する。  
など

・スポーツ推進委員との連携に関する取組

例：スポーツ推進委員が総括コーディネーターやコーディネーターを担う。 など

・地域公共交通との連携に関する取組

例：地域公共交通の維持・活性化に関する取組と連携して生徒の移動手段を確保する。  
地域の公共交通サービスやスクールバス、自家用有償旅客運送などによる送迎  
サービスを活用して、生徒の送迎を行う。  
アプリを利用した移動手段の確保を行う。 など

・まちづくりとの連携に関する取組

例：地域スポーツコミッションや地域おこし協力隊と連携し、運営団体・実施主体や指導  
者の確保等を行う。 など

エ：面的・広域的な取組

・地域移行に取り組む中学校における幅広い運動部活動の地域スポーツクラブ活動への移行  
の取組

例：中学校に設置しているすべての運動部活動を地域に移行する。 など

・市区町村等を超えた取組

例：都道府県が、複数の市区町村による広域連携のための調整の場を設定する。

単一の自治体での対応が困難な場合に複数の市区町村が共同で地域スポーツクラブ活動の運営団体を整備する。 など

- ・運動部活動の地域スポーツクラブ活動への移行に取り組む市区町村の拡大を図る取組

例：都道府県が開催する市区町村の担当者会議において、スポーツ庁職員や地域スポーツクラブ活動アドバイザーが説明や情報提供を行うとともに、同じ規模の市区町村の担当者が参加するグループワークやワークショップを実施する。 など

#### オ：内容の充実

- ・生徒のニーズに応じた取組

例：生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツに親しむ機会の確保に取り組む。 など

- 生徒のニーズや意見等が反映される取組

例：生徒によるワークショップを実施する。  
自動・生徒へのアンケート調査を実施する。  
生徒が地域スポーツクラブ活動の運営に参画して活動を支える機会を設ける。 など

- ・複数種目やシーズン制の取組

例：複数の種目を実施できるよう、誰でも参加できる地域スポーツクラブ活動を実施する。  
夏は野球、冬はスキーのように、シーズンによって多様な種目に取り組む地域スポーツクラブ活動を実施する。 など

- ・体験型キャンプの取組

例：複数のスポーツを体験できるキャンプを開催する。 など

- ・保護者も一緒に参画するスポーツ活動の取組

例：保護者が生徒と一緒にスポーツを楽しんだり、生徒に教えたり、運営を手伝うなど、地域スポーツクラブ活動の運営に参画する。 など

- ・レクリエーション的活動の取組

例：誰もが楽しめるスポーツ体験教室を実施する。 など

- ・インクルーシブな活動の取組

例：障害の有無に関係なく、スポーツ活動に参加できる取組を実施する。 など

- ・世代間交流に関する取組

例：高校生や大学生などと合同で練習を行う。 など

#### カ：参加費用負担の支援等<sup>※</sup>

- ・困窮世帯への支援に関する取組

例：経済的困窮世帯の生徒が地域スポーツクラブ活動に参加する場合に、参加費等の一部又は全部を減免する。  
保護者等が、地域スポーツクラブ活動の運営団体に就学援助決定通知書の写しを持参して申請することにより、参加費等を減免する。  
地域スポーツクラブ活動の運営団体への参加申込の際に、保護者等から個人情報に関する同意、手続きの委任等を受け、運営団体が地方自治体に確認した上で、対象者の参加費等を減免する。

困窮世帯に必要な経費項目・金額の調査を実施する。  
個人情報保護、保護者等による手続きの負担、地方自治体や運営団体の事務的負担等の観点から、経済的困窮世帯への参加費負担支援のための手続きやスキームを検証する。 など

・費用負担の在り方に関する取組

例：会費の適切な設定・徴収方法の検討や、保護者負担経費の調査（既存の部活動における活動経費との比較や調整・管理の在り方を含む）・検討を行う。  
地域スポーツクラブ活動の運営や指導者配置等に必要コストを検証するとともに、こうしたコストをどのように賄っていくについて受益者負担等と公的資金との適切なバランスも含めて収支構造を検討する。  
持続的に活動することを前提とした仕組みづくり（例えば、国費だけではなく、受益者負担や行政・関係団体の自主財源、寄附等を活用した基金の創設、企業版ふるさと納税の活用、学校施設の管理運営の指定管理者制度や業務委託の導入等）に取り組む。 など

キ：学校施設の活用等

・学校施設の効果的な活用や管理方法に関する取組

例：学校の施設・設備・備品等を使用して、地域スポーツクラブ活動を実施する際の利用ルール（施設・設備・備品等の利用範囲や破損・紛失した場合の対応、施設の開閉手段・方法を含む）を策定する。  
地域スポーツクラブ活動のために学校施設を使用する場合の優先利用や使用料減免との仕組みを検討する。  
学校体育施設の管理運営の指定管理者制度や業務管理委託を導入し、指定管理者や受託者が運営団体・実施主体となって地域スポーツクラブ活動を実施する仕組みを検討する。 など

ク：その他

・改革推進期間後を見据えた取組を推進する観点から、休日だけでなく平日を含めた地域スポーツクラブ活動への移行に向けた取組等を実施し、課題の抽出や課題解決策の検討等を行う。

例：休日加えて、平日の全ての学校運動部活動を地域クラブ活動に移行。  
休日に加えて、平日お一部の学校運動部活動を地域クラブ活動に移行（例えば、平日の週3日は学校部活動、平日の週1日を休日の週1回は地域クラブ活動）。  
休日加えて、平日の活動日数や活動時間を見直した上で、学校運動部活動を地域クラブ活動に移行（平日の活動日数を週4日から週2日に変更するとともに、指導者を確保するため、安全確保等に十分配慮しつつ、活動時間を放課後から夜間に変更） など

### ③ 事業実施体制の構築

実施する地方自治体は、スポーツ所管部署及び学校体育（部活動）所管部署等が連携・協力し、地方自治体として一体となり本事業を推進できる体制を構築すること。

地域スポーツクラブ活動に関する体制としては、例えば、以下のような体制の整備を進めること。

- 市区町村（複数の市区町村の連携を含む）が運営団体となり、あるいは市区町村が中心となって社団法人やNPO法人等の運営団体を設立して、スポーツ団体、大学、民間事業者、地域学校協働本部等と連携して、学校施設を活用して行われる活動に、指導者を派遣する体制。
- 総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、クラブチーム、プロチーム、フィットネスジム、民間事業者、大学、地域の体育・スポーツ協会、競技団体など多様な運、中学校の生徒が参加する体制。

体制の整備に当たっては、上記②で示す各取組内容について、関連する取組内容を組み合わせながら可能な限り多様なモデルを創出できるように留意すること。

### ④ 関係者の理解促進

実施する地方自治体は、今後、少子化が一層進む中、「学校単位」で活動し、「教員が指導」を担うことを前提とした「運動部活動」という生徒にスポーツ部活動の機会を提供する仕組みは、持続可能でないことを踏まえ、学校の運動部活動に代わり、地域においてスポーツ機会を将来にわたって確保できるように、生徒が地域でスポーツに親しめる環境を新たに構築していく必要性について、部活動を取り巻く多様な関係者において共通理解を得られるよう意識変革を図り、当事者意識を醸成すること。

### ⑤ 地域スポーツクラブ活動の実施体制の構築

»実施する地方自治体は、これまで学校が「運動部活動」という形で担ってきた休日の生徒のスポーツ活動を地域の多様な主体が担う「地域スポーツクラブ活動」へ移行するため、スポーツ所管部署及び学校体育（部活動）所管部署が、地域、学校、家庭等の関係者と役割分担しながら、連携・協力し、生徒の多様な体験機会を確保する観点から地域スポーツクラブ活動の実施体制を構築すること。

»地域スポーツクラブ活動の実施体制の構築に当たっては、少子化の中でも、将来にわたり子供たちがスポーツに継続して親しむことができる環境を確保するとともに、子供や大人、高齢者や障害者の参加・交流を推進する地域スポーツの中に中学生のスポーツ活動を取り込み、ウェルビーイングの実現、まちづくりの推進という観点から、多様な主体と連携して取り組むことが望ましい。例えば、地上自治体の社会教育・生涯学習、健康増進、社会福祉・医療、まちづくり、地域公共交通の担当部署等の他、スポーツ推進委員、地域おこし協力隊、地域スポーツコミッション、大学、企業等との連携を行うこと。

»地域スポーツクラブ活動の実施・運営に当たっては、活動に必要な経費と財源を明らかにした上で、受益者負担や、行政や関係団体の自主財源からの支出、企業等からの寄付を募るなどして、次年度以降も地域において持続的に活動することを前提とした仕組みを構築すること。このため、地域スポーツクラブ活動に必要な経費の全てを国費で賄うことは認められない。例えば、生徒が地域スポーツクラブ活動を実施するのに必要な経費（会費、生徒の保険料、会場使用料など）の一部を受益者負担や自治体負担とすること。

»特に、本事業2年目となる知育スポーツクラブ活動については、原則として、国費だけでなく、一定の割合の受益者負担や行政・関係団体の自主財源、寄附などの組み合わせにより、持続的に活動することを前提とした取組とし、収支構造の検証に資するものにする。

»活動形態として、活動場所や参加生徒、指導者などが学校部活動における活動と同一である場合も

想定されるが、活動の主体・責任は、学校以外の主体が担っていることを明確化し、生徒や保護者、学校関係者のほか、スポーツ団体の関係者が正しく認識した上で実施すること。

»地域スポーツクラブ活動においては、部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、スポーツによる教育的機能を一層高めていくこと。また、部活動との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保証すること。

#### ⑥ 協議会等の設置等

»実施する地方自治体は、域内における新たなスポーツ環境の構築の円滑な実施を図るため、関係者の合意形成、本事業の取組の共有や検証、域内への普及方法の検討などを行う協議会等を設置すること。

»協議会等を設置する場合は、行政、地域移行に取り組む中学校の校長等、保護者、地域スポーツ活動の運営団体、スポーツ関係団体、有識者等の関係者で構成すること。

»協議会の運営に当たり、関係者による議論を深めて合意形成を図るとともに、新たなスポーツ環境の整備に向けて、関係者の役割分担を明確にして取り組むこと。なお、代表者等で構成される協議会だけでは、取組を円滑に推進することが困難な場合には、協議会の下に実務担当者で構成する実行委員会やワーキンググループ等を設けて取り組むこと。

#### ⑦ 取組の把握と指導助言、支援

実施する地方自治体は、協議会等の議論を踏まえつつ、運動部活動の地域スポーツクラブ活動への移行に関する取組内容を適時適切に把握するとともに、必要な指導助言、支援を行うこと。

#### ⑧ 事業の周知、事業の検証、成果の普及

»実施する地方自治体及び部活動の地域移行に取り組む学校の学校設置者は、事業の実施に当たって生徒・保護者等に対して活動内容(安心・安全な活動への配慮に関する取組、怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険などの情報も含む。)について、事前に周知をすること。

»実施する地方自治体は、令和4年度及び令和5年度の地域運動部活動推進事業や令和5年度の運動部活動の地域移行等に向けた実証事業における成果や課題等に加え、本事業における実証結果(生徒・保護者の評価、教員の負担軽減状況を含む)や成果の評価・分析を行った上で、域内における休日の運動部活動の段階的な地域スポーツクラブ活動への移行の着実な実施に向けて、関係者とともに課題の解決方策や地域の実情に応じた地域における新たなスポーツ環境の整備の進め方を検討すること。

»実施する地方自治体及び部活動の地域移行に取り組む学校の学校設置者は、地域の実情に応じて、域内の中学校の生徒・保護者や地域住民・関係団体等にも、本事業の成果を普及すること。

»事業の検証・評価については、顧問教員の部活動指導にかかる勤務時間や地域スポーツクラブ活動への生徒の参加状況、運営団体・実施主体の年間活動収支、確保した指導者の数、関係者へのアンケート調査など定量的な観点に加えて、生徒、保護者、学校、地域指導者などの関係者へのヒアリングを

実施するなど定性的な観点も踏まえた手法により行う。

⑨ 今後の進め方等の決定

実施する地方自治体は、域内における休日の運動部活動の段階的な地域スポーツクラブ活動への移行の着実な実施に向けて、本委託事業終了後においても、主体的かつ計画的な取組を実施できるように、スケジュールや実施計画を策定するなど、地域におけるスポーツ環境の整備方策や自治体、学校、保護者、関係団体などの関係者の役割分担の整理、今後の方向性などを明らかにすること。

(留意事項)

- ✓ 地域スポーツクラブ活動や休日の部活動の段階的な地域移行に係る基本的な考え方等については、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月スポーツ庁・文化庁）の内容を十分踏まえること。
- ✓ スポーツ庁においても、全国各地域の取組の課題を検証しつつ、成果を情報発信するなど、休日の運動部活動の段階的な地域スポーツクラブ活動への移行について全国的な普及を図るため、本事業を実施する地方自治体は、本事業の取組、取組成果や課題等について、情報照会やアンケート調査、ヒアリング等の実施など、スポーツ庁から依頼や指示を受けた場合には、協力すること。